

「特別警報」「警報」発表時の登下校について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、本校教育の推進に格別のご支援ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本年度の登校につきまして、台風をはじめ、大雨、洪水、暴風、大雪などの警報が発表された場合、下記のとおりにさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、臨時休業中は、天候の動向に留意していただき、子どもたちが安全にすごせますようにご配慮ください。

記

1 午前7時の時点で、たつの市に「特別警報」および「暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪」のいずれかの「警報」（以下「警報」）が発表されているときは、臨時休業とします。

※兵庫県南部や播磨南西部に「警報」が発表されている場合であっても、「たつの市」に発表されていない場合には登校します。

2 午前7時以降、午前8時30分までに「警報」が発表された場合も、臨時休業とします。

「警報」発表が、登校途中、又は登校済みの場合は、児童の安全確保を最優先に適切に対応します。

3 午前8時30分以降、「警報」が発表された場合は、通学路の安全等を確認してから下校させる等の対応をします。 児童の安全確保を最優先に適切に対応します。

4 その他

- (1) 「警報」が発表されていなくても、登校時の安全等に問題があると判断したときは、別途連絡します。
- (2) 午前7時の時点でたつの市に「警報」が発表されているときは、全小中学校及び幼稚園の学校給食は中止します。
- (3) 午前7時以降、午前8時30分までに「警報」が発表された場合も、その日の全小中学校及び幼稚園の学校給食は中止します。
- (4) 午前8時30分以降に「警報」が発表された場合は、学校給食の中止の判断は学校の状況等により校長が行います。
- (5) 「警報」発表に伴う臨時休業後は、授業時数確保のための措置（授業時数の補充、長期休業中に授業日を設定等）を行う場合があります。

※ 以上の 1、2 については、学校からの連絡はいたしませんので、テレビ・ラジオ等の気象情報にご注意いただき、お子様への対応をお願いします。また、電話回線確保のため、電話による個々の問い合わせはお控えください。

☆目につくところに掲示するか「西っ子手帳」にお張りください。